

特別区制度調査会会長コメント

特別区における平成15年の合計特殊出生率^{0.96}と高齢化率^{17.7%}は、特別区の存する区域が本格的な少子・高齢社会へ突入したことを示すには十分な数値です。今、地域社会や経済の活力の低下等が懸念される中で、基礎自治体に求められる役割は、真に人々が豊かさや潤いを実感できる分権型社会の実現です。

こうした状況の中で、東京大都市地域（東京23区）の存する地域をいう。は、未完の平成12年都区制度改革問題から抜け出せないままです。このような状況を繰り返すことなく都区制度の枠組みを乗り越えていくためにも、また、特別区が分権型社会創造に向けて名実ともに基礎自治体としての体制を整えていくためにも、今こそ「都区制度の転換」を図り、特別区の存する地域における広域自治体と基礎自治体の再構築に踏みきっていく必要があると考えます。

今回の報告では、東京大都市地域の「一体性」の視点を中心に、課題と論点の整理を行いました。具体的な制度設計や財政の自主性・自立性についての検討は今後に譲っています。また、新たな基礎自治体のイメージとして示した、2つのシナリオと2つの理論モデルについて優劣の評価や選択を行っていないのは、全てが、これからの特別区が選択しうる道だと考えているからです。

今回の報告が契機となって、自らの道は自ら選択するという自治の基本に則した多くの議論が、区民はもとより、特別区及び東京都の関係者から巻き起こることを強く期待します。

平成17年10月

特別区制度調査会

会長 大森 彌